

〔その他〕

否決の株主総会決議の取消しの訴えの可否

(最高裁判所平成28年3月4日第二小法廷判決平成27年(受)第1431号)¹⁾

藤 嶋 肇

1 事実の概要

原告 X1・X2 は被告 Y 会社の株主である。被告 Y 会社はレストランの運営管理等を目的とする株式会社であり、非取締役会設置会社である。

被告 Y 会社の株主総数は3名であり、それぞれ訴外 A (150株)、X1 (75株)、X2 (75株)である。3名はいずれも Y 取締役であり、代表権を有している。

平成26年5月19日、A は臨時株主総会を招集した。議題は X1・X2 の取締役解任についてであった。しかし、本件株主総会の招集の決定は、取締役の過半数の決定によってなされていない(348条2項)。Y は本件株主総会において X らの取締役解任の件をいずれも否決する決議をした。しかし、当該議案については発行済み株式総数300株のうち2分の1の150株を有する訴外 A のみが出席したのみであった。

これを受け、A は X1・X2 の取締役解任の訴えおよび職務執行停止仮処分の申し立てを提起した。同訴訟においては、本件株主総会で X1・X2 らの取締役解任議案が否決されたという要件を満たすかどうかが争点の一つとなっている。職務執行停止仮処分申立において(福岡地決平成26年9月17日)、その決定理由中で「本件の事実関係の下では、上記のような瑕疵は株主総会決議の取消事由にとどまり、無効ないし不存在事由に該当するということとはできない。そして、本件総会の決議について、その取消しを認容する判決により取り消されたことを認めるに足りる証拠がない以上、本件総会において債務者 X1 及び同 X2 を解任する旨の議案が否決された事実が存在しないと、当該事実が法的に存在しないものと評価されるということとはできない」との判断が示された。

第1審(福岡地判平成26年11月28日)は、「本件株主総会における原告らの取締役解任

1) 民集第70巻3号681頁、資料版商事法務385号93頁。評釈として弥永真生「判批」ジュリスト1494号2頁、鳥山恭一「判批」法学セミナー737号121頁、飯田秀総「判批」法学教室430号140頁、松尾健一「議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えの適否」旬刊商事法務2106号4頁、菊田秀雄「判批」金融・商事判例1507号2頁、吉本健一「判批」TKC ローライブラリー新・判例解説 watch 商法 No. 90 文献番号 z18817009-00-050901364、棚橋洋平「判批」TKC ローライブラリー新・判例解説 watch 民事訴訟法 No. 72 文献番号 z18817009-00-060721355、中村康江「判批」私法判例リマックス No. 54 102頁

決議が取り消されるか否かによって、本件取締役解任の訴えは、その要件（株主総会で取締役の解任議案が否決されたこと）を具備するか否かが左右される関係にある。原告らは、本件取締役解任の訴えが要件を欠くにもかかわらず提起されたものであるとして本訴を提起しているのであるから、本件において訴えの利益は認められる」と述べ訴えの利益の存在を肯定し、招集手続の瑕疵の存在を認定して X1・X2 の取締役解任の件を否決した決議をいずれも取り消した。

原審（福岡高判平成27年4月22日）は、「株主総会等の決議の取消しの訴えの対象となる「株主総会の決議」とは、第三者に対しても効力を有する決議をいうと解するのが相当であるところ、株主総会等の決議が第三者に対しても効力を有するには、形成力を生じる事項を内容とする議案が株主総会等において所定の手続きを踏んで可決されることが必要である。そうすると、そのような内容の議案であってもこれが否決された場合には、当該議案が第三者に対して効力を生じる余地はないから、本件否決決議のように議案を否決する決議は、同法831条の「株主総会等の決議」にはあたらないというべきである」と述べ、訴えの利益の存在を否定し、原判決取消、訴え却下とした。

X1・X2 の上告につき、上告審（最高裁第二小法廷平成28年3月4日判決）は以下のよう

2 判旨

「会社法は、会社の組織に関する訴えについての諸規定を置き（同法828条以下）、瑕疵のある株主総会等の決議についても、その決議の日から3箇月以内に限って訴えをもって取消しを請求できる旨規定して法律関係の早期安定を図り（同法831条）、併せて、当該訴えにおける被告、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、判決の効力等も規定している（同法834条から839条まで）。このような規定は、株主総会等の決議によって、新たな法律関係が生ずることを前提とするものである。」

「しかるところ、一般に、ある議案を否決する株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることはないし、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないから、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であると解するのが相当である。このことは、当該議案が役員を解任する旨のものであった場合でも異なるものではない。」

3 検討

本判決で、最高裁判所は、一般に、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であると判示した。従前より、否決する決議の瑕疵に基づきその効力を争う訴えについては、その適法性について論争があった。

下級審の裁判例においては、株主の議案提案権に基づき提案された議案が否決された際に、株主総会決議の取消しの訴えの対象となる株主総会決議とは、当該取消しの訴えを会社法上の訴えとして設けた趣旨にかんがみて飽くまでも『成立した決議』というべきであ

るから、そもそも株主総会決議に当たらず、当該決議の取消しの訴えにつき定型的に訴えの利益を欠くとしたもの²⁾、訴えの対象となる株主総会の決議とは、「第三者に対してもその効力を有するものと解するのが相当であ」り、「形成力を生ずる事項を内容とする議案が株主総会において所要の手続きを踏んで可決されることを要するのであり、そのような内容の議案であってもこれが否決された場合には、当該議案が第三者に対してその効力を生ずる余地がないから、本件各否決は、同法831条所定の株主総会等の決議には当たらない」としたもの³⁾がある。一方、肯定するものとして、可決した決議と否決した決議の双方につき、取消しが請求された事件で、実質的な審理を行い請求が棄却されたもの⁴⁾、株主提案にかかる議案の否決に際して、決議の方法に瑕疵があったとして株主総会決議不存在確認の訴え、取消しの訴えが提起された事件で、「右請求を認容する判決がなされた場合、会社は改めて株主総会を招集して当該議案を審議し、公正な方法により決議をしなければならない義務を負うものであるから、かかる公正な審議の場をもとめることについてXらに法律上の利益がないとはなし難いというべきである」と述べたもの⁵⁾があり、本件第一審は「取締役解任決議が取り消されるか否かによって、本件取締役解任の訴えは、その要件（株主総会で取締役の解任議案が否決されたこと）を具備するか否かが左右される関係にある」として訴えの利益の存在を肯定した。

学説は、株主提案にかかる議案が否決された場合につき、株主総会決議等の取消しの訴えは、決議の効力の早期安定を図るために、主張方法、提訴期間、提訴権者を制限し、他方で画一的処理のために対世効を与えるものとも考えられるので、議案の否決に至る過程で生ずる瑕疵を是正することを目的とするものとは考えにくいのかも、このような決議取消訴訟の制度趣旨に着目すれば、「否決」は同訴訟の対象とならないとして、また「決議取消しの訴えは、決議の効力の早期安定のため、その提訴期間が限定されていること等を考慮すると、成立した可決決議を対象とする制度と理解すべきであり、議案の否決に係る瑕疵の是正を直接の目的とする制度とは理解しがたいように思われる」として、否定的に解するものが存する⁶⁾。また、ある議案の否決決議により新たな法律関係が生じるものではないから、特段の事情のない限り、否決の決議の取り消しを求める訴えは、訴えの利益がないと解するもの、議案が否決されたということは決議が成立しなかったということであって、そもそも株式法831条1項所定の株主総会決議にはあたらないとして、否決の取り消しを求める訴えは定型的に訴えの利益を欠くと解するものも存する⁷⁾。一方で

2) 東京地判平成23年4月14日。評釈として清水円香「判批」金融・商事判例1383号2頁、弥永真生「判批」ジュリスト1426号60頁、吉川信将「判批」法学研究84巻11号59頁

3) 東京高判平成23年9月27日。評釈として岡本智英子「判批」法と政治64巻2号87頁、川島いずみ「判批」金融・商事判例1398号2頁

4) 東京地判平成14年2月21日

5) 山形地判平成元年4月18日、評釈として菊池和彦「判批」ジュリスト1041号106頁

6) 前掲川島4頁、前掲清水6頁

7) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟第1巻〔第2版〕』判例タイムズ社、383頁。東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟第1巻〔第3版〕』判例タイムズ社、378頁

過料、損害賠償の「支払いさえ覚悟すれば、会社側は株主提案の可決を妨げうることになる。この不均衡を考慮すれば、否決の決議の取消請求という形で株主が議事において適正・公平な取り扱いを受ける権利を訴訟上主張することが認められて然るべきであるように思われる」として、また、否決後、株主の再提案が可能であるとしても、それが会社側に拒絶された場合の救済手段が明確でなく、実効的な救済手段を欠くことを理由として、提案株主の総会参与権の確保のために、会社は改めて株主総会を招集し、当該議案を審議し、公正な方法により決議しなければならない義務を負うとして、肯定的に解するものが存する⁸⁾。

ここで、そもそも株主総会決議の瑕疵を争う訴えに関し、会社法上特別の定めが置かれていることの趣旨を改めて確認する。まず株主総会決議取消しの訴え（834条1項）における取消原因は、招集の手続き・決議の方法が法令もしくは定款に違反し、または著しく不公正なこと、決議内容の定款違反、特別利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不公正な決議がされたことである。これらはその瑕疵が比較的軽微なものについて、無効の主張を無制限に認めると会社の取引関係に混乱をきたし当事者の利害関係に重大な影響があることから、法は一定の軽微な瑕疵については直ちに無効とせず、会社の構成員によって放棄しうる利益についての違反であるから、提訴権者を限定し、その瑕疵を主張する者があらわれて初めてその効力が問題になるとしたものである⁹⁾。提訴期間については、決議の効力の早期安定に配慮されている。認容判決には対世効が認められる。決議無効確認・不存在確認の訴えは、決議内容に法令違反がある、決議が事実として存在しないため効力がないことを理由とするものであり、誰から誰に対してもいつでも主張することができるが、法律関係の画一的確定の要請からその認容判決に対世効が認められている¹⁰⁾。

今回の事例においては、訴外Aによって提案された取締役解任議案が否決されたことが問題となっているわけであるが、まず、「否決されたこと」が何らかの法律効果の発生の要件とされており、それが一切存在しないものとまでは解することはできない¹¹⁾。しかしその瑕疵を争うに際しては、上記の決議取消しの訴えの制度趣旨から見ても、決議を基に新たな法律関係が形成されない以上、法律関係の早期確定の利益は存しない。したがって、否決の決議が存しないということを争う方法として、形成訴訟である取消しの訴えを提起する訴えの利益が存するとはいえないのはやむを得ない¹²⁾。しかし、その決議の効力

8) 前掲吉川65頁、前掲岡本382頁、前掲菊池109頁

9) 奥島ほか編『新基本法コンメンタル会社法3〔第2版〕』〔小林〕日本評論社、379頁。昭和56年商法改正の趣旨につき上柳ほか編『新版注釈会社法（5）』〔岩原〕314頁

10) 前掲奥島ほか376頁〔小林〕

11) 総会検査役が選任された場合、その報告により裁判所は一定の期間内に株主総会を招集することを命じることがある（307条1項）。否決の決議が存在しないとすると、決議の方法に瑕疵があり議案が否決された場合には、総会検査役はその瑕疵は問題にしないということになるが、それでは株主が株主提案を行った際に、公正な議事進行を望んで総会検査役の選任を申し立てる意義は大きく減少することになる。

を一切争うことができず、「根拠とされた規定等の合理的な解釈により、あるいは信義則や禁反言等の法理の適用で対処することができる」とする¹³⁾のは、予測可能性を欠き当事者に過剰な負担を与える恐れを否定できない。そこで、このような場合には、株主総会決議の不存在確認の訴えによる余地があるといえるのではないだろうか。否決の決議がそもそも存在しないという見解からは、そもそも株主総会を開催せず、取締役解任議案が否決されたという外形も存在しない場合でも、取締役解任の訴えの提起の要件を欠くものではないとされることになる¹⁴⁾。しかし、株主総会での「決議」が法律効果発生要件となっているということは、少なくとも法律関係の画一的確定の必要性は存するといえる。

もちろん、決議不存在確認の訴えを提起するためには、確認の利益がなければならず、それは吟味されねばならない。確認の利益につき、判例¹⁵⁾は、「ある基本的な法律関係から生じた法律効果につき現在法律上の紛争が存在し、現在の権利または法律関係の個別的な確定が必ずしも紛争の抜本的解決をもたらさず、かえつて、これらの権利または法律関係の基本となる法律関係を確定することが、紛争の直接かつ抜本的な解決のため最も適切かつ必要と認められる場合においては、右の基本的な法律関係の存否の確認を求める訴も、それが現在の法律関係であるか過去のそれであるかを問わず、確認の利益があるものと認めて、これを許容すべきものと解するのが相当であ」り「法人の意思決定機関である会議体の決議は、法人の対内および対外関係における諸般の法律関係の基礎をなすものであるから、その決議の効力に関する疑義が前提となつて、右決議から派生した各種の法律関係につき現在紛争が存在するときに、決議自体の効力を既判力をもつて確定することが、紛争の解決のために最も有効適切な手段である場合がありうることは、否定しえないところと解される。商法二五二条は、株式会社における株主総会の決議の内容が法令または定款に違反する場合においては、その決議の無効の確認を請求する訴を提起することができ、決議を無効とする判決は、第三者に効力を及ぼす旨を規定しているが、これは、右のように、決議自体の効力を確定することが、決議を基礎とする諸般の法律関係について存する現在の法律上の紛争を抜本的に解決し、かつ、会社に関する法律関係を明確かつ画一的に決するための手段として、最も適切かつ必要であることに鑑み、かかる訴につき確認の利益を肯定したものと解される」と判示している。この理は、当該決議が株主総会の決議事項として法定された事項以外の決議、いわゆる勧告的決議をなした場合の無効確認の訴えの利益についても、「株主総会決議無効確認の訴えに関し、確認の利益が認められるためには、当該決議を前提として紛争が発生する可能性があり、法律関係の画一的確定を求める利益があるだけでは足りないというべきであって、決議の法的効力を確定することが、当該決議から派生した現在の法律上の紛争を解決し、当事者の法律上の利益が害される危

12) 前掲上柳ほか編『新版注釈会社法 (5)』〔岩原〕335頁

13) 本判決千葉補足意見

14) 通説は、定足数に達する株主の出席がないため流会になった場合も含むと解する。(江頭憲治郎『株式会社法〔第6版〕』394頁、上柳ほか編『新版注釈会社法 (6)』〔今井〕74頁)

15) 最一判昭和47年11月9日民集26巻9号1513頁

険を除去するために必要かつ適切であることが必要である」として踏襲されている¹⁶⁾。学説では、一般に確認の訴えの利益は①解決手段として確認の訴えを選ぶことの適否、②訴訟物選択の適否¹⁷⁾、③即時確定の現実的必要が存することを求める¹⁸⁾。株主総会決議不存在確認の訴えにおいても、訴えの利益（客体的利益）は要求されており¹⁹⁾、決議が登記されている場合は確認の客体的利益が認められる場合が多いが、登記の有無は決定的基準ではなく、各具体の場合に決するほかないとされている。

取締役解任の決議に関して、訴えの利益は認められるであろうか。この点、単に本案判断の前提をなす手続問題の確認を別訴で求める利益は原則として存在しないとされている²⁰⁾。したがって、不存在確認の訴えを提起する側に、確認の客体的利益が必要である。ここで、単に法の定める手続きを遵守して決議が行われることの利益は、確認の訴えの利益を満たすものとは言えないであろう。さらに、役員の解任の訴えが株主総会での解任議案の否決後30日以内に訴えることができるとされていることから（854条1項）、取締役解任決議の存否は基本的に今回の決議限りの紛争であって、確認の訴えは解決手段として適当でないようにも思われる。しかし、今回の事例の具体的事情に照らせば、Y会社の株主構成および取締役構成の特殊性がある種の利益を生じさせる。すなわち、訴外A、Y1、Y2はいずれも株主であり、単独で過半数を有している者はいない。さらに、いずれも取締役であり、取締役の過半数で決しなければならない事項について、取締役の誰もが単独では決することができない。このことは、本事件の原告であるY1、Y2にとって保護されるべき信頼であると考ええる。今回の事情の下では、訴外A単独では取締役解任の訴えの要件を満たすことはできなかったところ、訴外Aが株主総会の招集につき取締役の過半数による決定をせず、定足数に満たない株主総会決議を行い、会社法上要求されている手続きの違反を繰り返してたどり着いた解任の訴えである。本件に関連して申し立てられた取締役職務執行停止仮処分²¹⁾では不存在にあたらないという判断がしめされたところがあるが、今回の事実関係に照らせば、当該株主総会決議の客観的存在が疑われる事案である。取締役解任の訴えに応訴して訴訟要件の欠缺を主張するよりも、否決の株主総会決議の不存在を確認する方がY1・Y2の利益を保護しうると考えられる²²⁾。

16) 東京地判平成26年11月20日金融・商事判例1457号52頁。評釈として周剣龍「判批」金融・商事判例1474号2頁、弥永真生「判批」ジュリスト1484号123頁

17) ①事実の確認は許されず法律関係の確認を求めるべき、②現在の法律関係の確認を求めるべき、③積極的確認をもとめるべきという三つのドグマ。

18) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法〔上〕』第2版補訂版、有斐閣、363頁。秋山ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅲ』日本評論社、58頁以下。伊藤眞『民事訴訟法〔第4版補訂版〕』有斐閣、176頁

19) 上柳ほか編『新版注釈会社法（5）』〔小島〕403頁

20) 前掲高橋365頁。前掲伊藤179頁

21) 福岡地決平成26年9月17日

22) もっとも、定足数に達する株主の出席がないため流会になった場合も含むと解する上記通説の見解によれば、今回の瑕疵は取締役の多数によって株主総会が招集されなかったという瑕疵にとどまる。しかし小規模で株主構成の固定化されている会社においては、相互に解任しないという暗黙の株主

4 まとめにかえて

なお、本件は否決の決議の効力を否定する訴え、つまり、ないということがないことを求める訴えである。この場合には、当該決議に基づき新たな法律間関係が派生しないため、法律関係の早期確定の必要がなく、一般に不存在確認の訴えの対象にしてよいと考えられる。一方、株主提案が否決された場合で、意図的な賛成票や委任状数の操作など、本来ならば決議が成立していたような場合、および会社提案と株主提案が競合しており、しかし株主提案が違法に無視された、あるいは否決された場合には異なる処理が必要となるであろう。

まず、同一の議題につき会社の提案議案と株主の提案議案が存在し、株主の提案議案が決議の方法の瑕疵によって否決され、あるいは決議されず、会社提案の議案が可決された場合である。まず問題になるのは否決された決議の効力ではなく、可決された決議の効力であるから、会社提案にかかる決議につき株主総会決議取消しの訴えによることになる²³⁾。しかし、瑕疵をさらに細分化し、たとえば同時に株主の提案が否決されたときに、本来投じられていた票数を少なく計数し否決する一方、会社提案の賛成を水増しして可決していた場合、可決された決議を取り消すと同時に否決された決議の効力を認めるという解釈の可能性がないとはいえないのではないか²⁴⁾。これは、株主提案が単独で存し、客観的に可決されたと認められうるが票数の操作等により否決された場合にも妥当しうる。紛争当事者の合理的意思により合致し、重い手続き的負担と時間的コストを節約した端的な紛争解決が可能になる。

一方、会社が株主提案の議題を無視したような場合、つまり事実関係から議論されなかった議案につき決議が成立しえたとまでは言えない場合である。この場合には株主はのちの株主総会で提案することができると解され、その具体的手段は検討されるところではあるが²⁵⁾、この瑕疵については、少数株主による臨時株主総会招集請求権の行使要件を緩和し、当該株主が臨時株主総会の招集請求を可能とすることは、解釈論としての範囲を超えるものであろうか²⁶⁾。

[追記] 本研究は JSPS 科研費15K16966の助成を受けたものです。

間合意の存在が推認される。株主間契約による不解任特約は債権的効力しか生じないと解しても(前掲江頭395頁)、今回は各株主の持分比率が意図的に過半数に達しないように調整されている事実と思われる、会社法の規定を信頼した者が保護されてもよい。

23) 前掲吉川68頁

24) ドイツ株式法上の解釈としての *die positive Beschlussfeststellungsklage* が直ちに援用できるということではない。*Schwab in K. Schmidt/Lutter (Hrsg.), AktG 3. Aufl. 2015, § 246 Rz 43*

25) 前掲清水4頁、前掲吉川68頁。いずれにせよ株主が負わされる手続き的負担は重い。

26) この場合、297条4項を類推適用すると、裁判所の許可を得ることを要件とすることになろう。